

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 加速化パッケージ

施策集

令和6年12月27日 循環経済に関する関係閣僚会議

地域の循環資源を生かした 豊かな暮らしと地域の実現

※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用

- サークュラーエコノミーへの移行は、**地方創生と経済成長を同時に実現する取組**。
- 「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」による**全国3地域での対話の場を設け**、事業者、自治体、大学機関、市民が**サーキュラーエコノミーを自分ごととして捉える機会**とする。
- **各地域の事業者、自治体、大学機関、市民の連携を促進し、地域特性を活かした循環型の取組の創出と実装を加速**させる。
- この取組を契機として、次年度はさらに他地域へも展開し、取組の輪を広げていく。

向きを変えれば、 追い風になる。

世界では「サーキュラーエコノミー」への移行が急速に加速しています。資源の枯渇。環境汚染。日本の企業も例外なく、対策が求められています。

向かい風か、追い風か。捉え方ひとつで、
たくさんのチャンスが見つかります。

競争ではなく、共創を。

自治体、教育機関、民間企業が連携すれば、
地方から世界を変えることもできるはずです。

サーキュラーエコノミー
チャンスは、地方にある



2024年3月6日
宮城県仙台市



2024年12月20日
愛知県名古屋市

2025年1月17日
福岡県福岡市

2025年2月3日
広島県広島市

※全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設

自治体CE診断 / ビジョン・モデル作成



- ・現状把握
- ・ポテンシャル
- ・改善提案

50自治体
公募

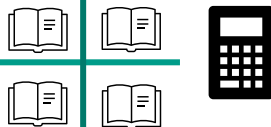
CEビジョンの策定



- ・持続可能な地域社会
- ・安心して豊かに暮らし
- ・活力ある産業と経済

支援ツールの整備

CEガイダンスの提供



類型別 効果算定

中核人材養成プログラム



- ・プロジェクトマネージャーの役割
- ・地域情報の把握方法
- ・地域課題の整理、分析方法
- ・効果的な広報戦略

資源循環自治体フォーラム（仮称）創設

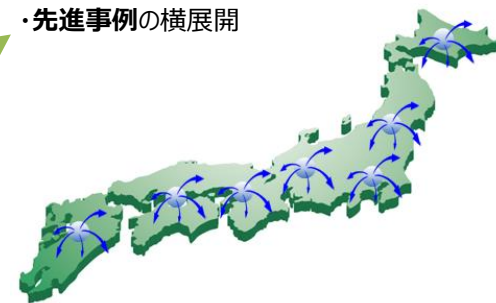
CE事業を全国に横展開

（国、47都道府県、約1,700市町村）



全国7地域で
立上げ

- ・最新政策の情報発信
- ・自治体・企業のマッチング
- ・CEガイダンスや養成プログラムを活用し、具体的なスキルの習得
- ・先進事例の横展開



モデル実証事業

- ・地域課題にCEの取組でアプローチする循環型ビジネスモデル構築実証事業を創出。

【地域の主な課題】

- ・地域経済の衰退
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・廃棄物処理コストの負担
- ・森林資源の荒廃



【CEの取組】

- ・省資源・廃棄物の発生抑制
- ・製品等の長期使用・有効利用
- ・資源の循環利用・再生利用
- ・再生可能資源の利用

（例）地域課題である放置竹林の問題を解決するため、竹を主材料とした魅力的な商品の製造、販売を実施。製造工場では、地域の人材の雇用を創出。

CE：サーキュラーエコノミー

・上記の取組により、地域で資源循環を主体的に進める人材が育成され、地域の特性を活かしたモデル事業が創出され、先進的な事業の内容やノウハウが全国で共有されること等により、地域の循環資源を最大限活用する新たな事業が形成され、地域課題の解決や地域経済の活性化につながる。

レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進

地域の資源を最大限活用するため、①調査・モデル実証、②技術実証、③リサイクル設備投資支援等により、
地域の循環資源の回収・再資源化を促進する

地域資源の活用の例

- ・小型家電/食品廃棄物/容器包装・プラスチック廃棄物/
自動車/家電/建設廃棄物
- ・太陽光パネル
- ・SAF
- ・リユース

リサイクル関連設備の例



容器包装リサイクル推進施設



ごみ飼料化施設

具体的な取組例

○小型家電リサイクル

レアメタル等の資源の国内循環の確保

- ・小型家電製品の排出実態調査
- ・GIGAスクール構想で全国に配備された
端末の適切な処理支援
- ・小型家電リサイクルの関係主体の優良事
例の公表



自治体での
ピックアップ
回収

○市町村のリサイクル施設整備支援

180億円(R6補正)、100億円(R7予算案)

市町村が行うリサイクル施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化。

- ・マテリアルリサイクル推進施設の新設、改良
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設、改良



<リサイクル施設（外観）>



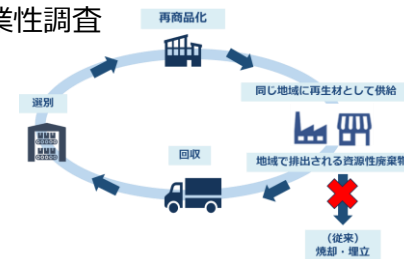
<リサイクル施設（内観）>

○地産地消型資源循環加速化

20億円(R6補正)

地域で排出される再資源化が困難な循環資源であって、主に焼却・埋立てされている廃棄物（複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物等）を再資源化するために必要な支援を行う。

- ・再資源化の事業性調査
- ・技術実証
- ・設備補助



設備の導入が促進され、先進的な事業の内容やノウハウが全国で共有されること等により、地域の循環資源を最大限活用
する新たな事業が形成され、地域課題の解決や地域経済の活性化につながる。

食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済み紙おむつリサイクルの推進

①食品ロス削減

取組

地域の取組の強化

- ・自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- ・自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等



消費者等の効果的な行動変容の促進

- ・民間のデジタル技術等を活用した家庭系食品ロスのモデル事業の実施・成果発信
- ・食品寄附及び食べ残し持ち帰り、食品廃棄物の排出削減の促進
- ・mottECO導入支援、食品廃棄ゼロエリア創出 等

将来像

食品ロス半減目標の早期達成

（事業系食品ロスについては、60%削減という新たな目標について検討中）

②サステナブルファッション推進

取組

循環型ファッション推進に向けた使用済み衣類回収システムの構築

- ・モデル事業等を通じた地域ごとの回収網の強化
- ・自治体のグッドプラクティス集の作成
- ・ビジネスモデルの構築、リユース市場の拡大促進



循環型ファッションシステム構築に係る取組強化

- ・環境配慮設計ガイドラインの普及
- ・繊維・アパレル産業における情報開示の推進

消費者への啓発や情報発信

将来像

家庭から廃棄される衣料を25%削減

③使用済み紙おむつリサイクル推進

取組

使用済み紙おむつのリサイクルに関する知見の整理・発信

- ・各家庭からの回収に加え、老人養護施設や保育所等の多様な排出先からの回収システム構築に向けた知見・課題の整理
- ・課題解決に向け、必要に応じて各省連携を行うなど、自治体・リサイクル事業者を含む関係者との連携強化
- ・上記を踏まえたグッドプラクティスの事例収集や、ガイドラインの改定を通じた、情報発信・事例の横展開の推進

使用済み紙おむつのリサイクルに関する自治体への直接支援

- ・自治体に対する伴走支援の実施



将来像

紙おむつリサイクルの実施・検討を行った自治体を150に

ライフスタイルの変革や、循環システムの構築を通じた地域活性化と質の高い暮らしの実現

新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等

循環経済の推進に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援。

【資金】 新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援、地方創生支援事業費補助金による支援

【人材】 地方創生人材支援制度を活用した民間専門人材の派遣、企業版ふるさと納税の活用促進（※資金面支援含む）

【情報・ノウハウ】 地方創生×脱炭素推進事業等による知見・ノウハウの横展開

新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）

- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援

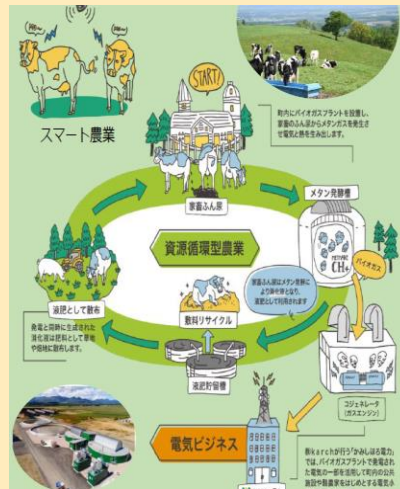
【事業詳細は調整中】

地方創生支援事業費補助金

- SDG s の理念に沿った地域活性化や持続可能なまちづくりを進める自治体に対して、専門的知見を持つ人材活用等を支援

＜事例：北海道上士幌町＞
家畜ふん尿を資源とするバイオガス発電による再生可能エネルギーの地産地消を進める

※自治体SDGsモデル事業（R 7 年度より新地方創生交付金で対応予定）での取組事例
※事業名：「スマートタウンで“弱点”転変！かみしほろ幸せ循環」プロジェクト（2021年度選定）



事例：再生エネルギーの地産地消

地方創生×脱炭素推進事業

- 脱炭素を活用した地方創生の取組について先進事例を分析・整理し優良事例や自治体向けマニュアルとしてノウハウを横展開
※循環経済に資するバイオマス利用の導入事例等を含む

地方創生人材支援制度

- 国家公務員、大学研究者、民間企業社員等の総合的又は専門的な知見を有する人材を副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣し、ノウハウを活かして地方創生を推進

＜民間専門人材活用の事例＞

北海道清里町：農業残渣の有効活用等を推進

秋田県横手市：フードロス対策等を推進

企業版ふるさと納税の活用

- 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除
- 令和2年度より新たに人材派遣型を創設

＜事例：鹿児島県大崎町＞
「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」を目標に企業と協働した取組を実施。



事例：未来の大崎町ビジョンマップ

廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進①

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決**にも貢献し、**地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・ 地域公共交通の維持確保
 - ・ 少子化対策への活用
 - ・ 地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言



廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進② (地域脱炭素推進交付金等)

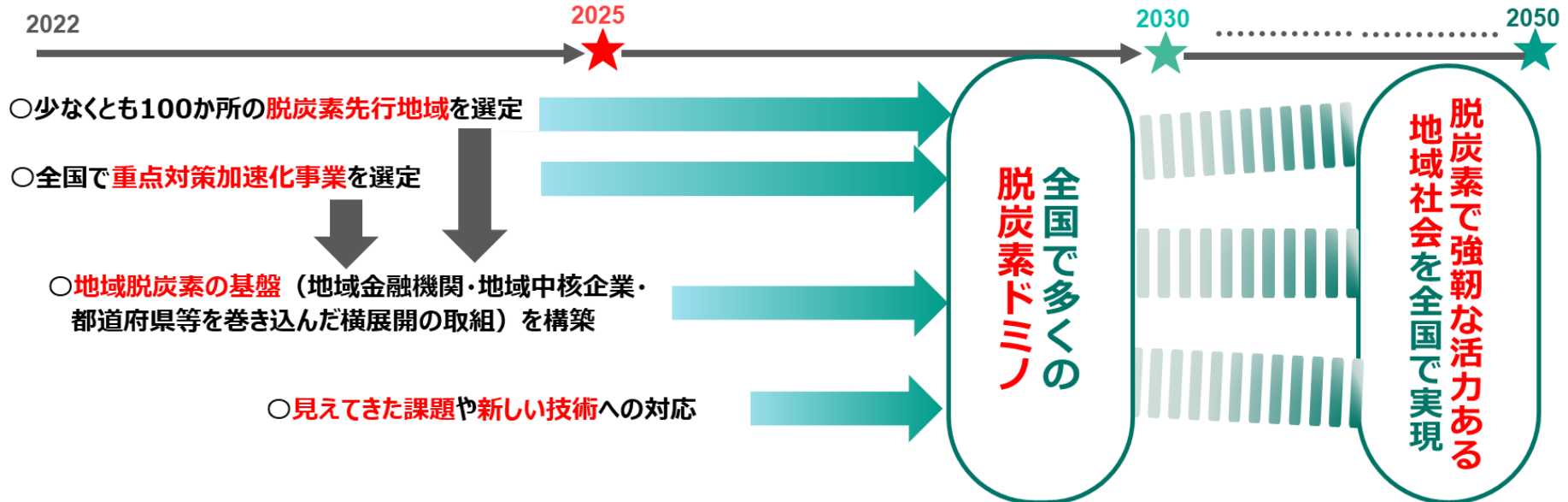
地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議※決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金**（令和4年度創設、令和7年度概算要求額：762億円、令和6年度予算：425.2億円）により、

- ①**脱炭素先行地域**：脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所**選定し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**：全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電、ZEB**（ゼロエネルギービルディング）、**ZEH**（ゼロエネルギーハウス）、**EV**（電動車）等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

＜政府＞ 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、
大野市長、壱岐市長



資源循環に資する「地域生活圏」の形成

（課題） 地方の危機

- ✓ 地方の中心都市でも人口減少
- ✓ 生活サービス提供機能が低下・喪失
- ✓ 縦割りの分野、行政だけでは限界

（目指す姿） 地域生活圏の形成

デジタルの徹底活用と「共」の視点からの地域経営で

- 生活サービスの**利便性の最適化**と**複合化**
- **地域内経済循環**の仕組みを構築

⇒ サービスが持続的に提供される**地域生活圏**を形成

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとられない「**地域の連携**」

○国土形成計画（R5.7閣議決定）抜粋

デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される**地域生活圏**を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。

地域生活圏の形成に向けてのモデル事例

（香川県三豊市）市民生活を支えるサービス群の構築

三豊市の基礎情報

- 人口：6.1万人（R2国調）
- 香川県で2番目の広さ

取組概要

- 人口減少に伴う市場縮小で提供・維持が難しくなった生活サービスを、「**共助**」の考え方により地元企業が提供する取組が拡大
- それらを行政がデータ連携基盤でつなぐことで、**市民生活を支えるサービス群**「ベーシックインフラ」を構築・実装
- サービスの**全体最適化**と**地域内での経済流通**による**持続性向上**、住民の**Well-beingの向上**を目指す

三豊市

データ連携基盤（事業の連携）

- 各サービス事業者が持つデータを相互活用（デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用）

学び・人材育成

- 地元企業等18社の出資で市民大学を設立し、社員研修等を担う
- 観音寺市も含めて事業を展開（**地域の連携**）

主体の連携

二地域居住等・仕事マッチング

- シェアハウスが関係人口や地域住民・企業のつながりを深める関係案内所として機能

地域交通

- 地元企業等13社の出資によるAIオンデマンド交通により、暮らしの自由度を向上

空き家活用

- 地元企業が地域内の空き家を洗い出し、地域内の起業ニーズに応じてリノベして提供

Shiwakudo（出典）三豊市等関係者提供資料をもとに国土交通省国土政策局作成

Copyright © 2022 shiwakudo inc.

□ 官民が連携した先進的な**モデル事例の創出**や**伴走支援**、**横展開**

□ 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携をはじめ関係府省が一体で**地域生活圏の形成を促進**

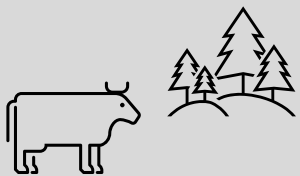
農林水産業・食品産業における循環経済に関する取組 (地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援)

- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）及び「みどりの食料システム法」（令和4年7月施行）に基づき、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの持続可能な食料システムを構築。
- 農林水産業に由来する未利用資源から肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」を推進。

農林漁業循環経済地域づくりのイメージ

農山漁村の 地域資源

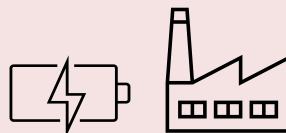
- ・木質、家畜排せつ物
- ・農業残渣 等



・未利用資源の活用

再エネ発電設備/熱設備/ 資源再生

- ・バイオマス発電、熱、バイオ液肥
- ・営農型太陽光発電、蓄電池
- ・肥料製造 等

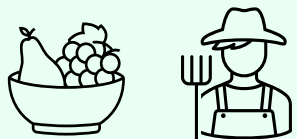


資源・エネルギーの 地域内循環

・利益を農林漁業へ投資

農林漁業関連施設等

- ・農業用ハウス、農地
- ・畜舎
- ・防災、地域活性化施設 等



施設整備等への支援

- ・バイオマスプラント
- ・肥料製造施設 等

- ・再エネ電気・熱・CO2の供給
- ・残渣等を肥料としてほ場に還元

- ・農林水産物のブランド化
- ・再エネ活用によるコスト減、生産者の所得向上

鶏糞ボイラーの電気・熱を 肥料製造等で活用し、農家へ還元

- 地域の家畜排せつ物（鶏ふん）を原料とした鶏糞燃焼発電ボイラーを整備
- 電気と熱は、肥料製造やレンダリング設備で使用し、製造した肥料や飼料原料を地域の畜産農家・耕種農家に還元



鶏糞燃焼発電ボイラー



にら栽培

バイオガス発電の熱・CO2を 農業用ハウスで活用

- 地域の家畜排せつ物や食品廃棄物等を原料としたバイオガス発電施設を整備
- 熱、CO2をトマトハウスで使用し、バイオ液肥は地域の耕種農家に還元



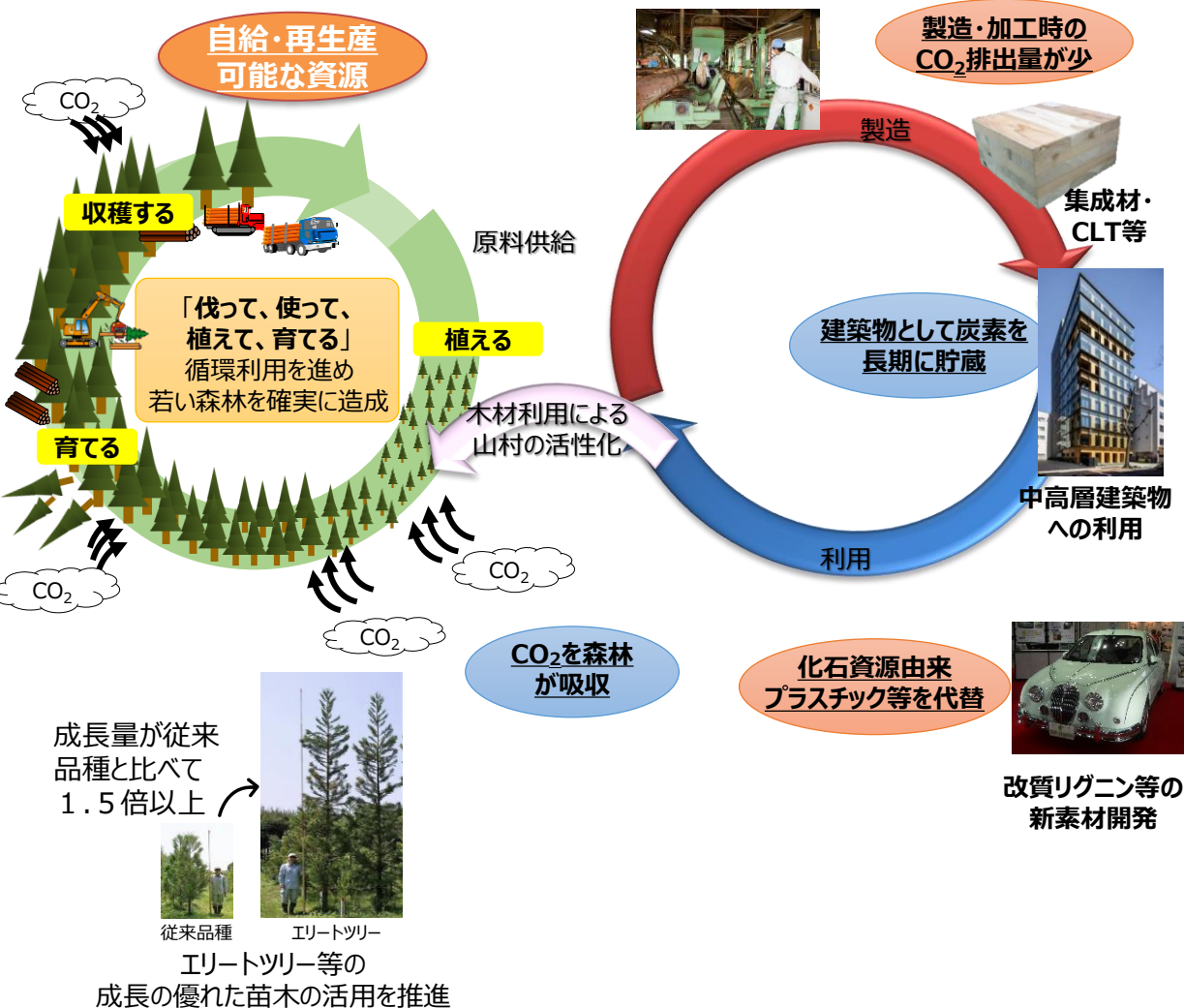
バイオガスプラント



ミニトマト栽培

中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援①

- 森林資源は「伐って、使って、植えて、育てる」ことで、地域経済の発展とカーボンニュートラル・循環型社会の実現へ貢献。
- 中高層建築物への木材利用拡大や、改質リグニン等の木質系新素材の技術開発・実証の支援を通じて森林資源の循環利用の確立を図る。



中高層木造建築物

木材利用が低位な中高層建築物の木造化・木質化を推進するため、強度に優れた建築材料の開発等を推進



強度や耐火性に優れた建築用木材の開発



標準的な木造化モデルの開発・普及

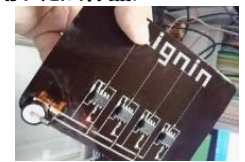
木質系新素材

日本固有のスギ材を原料とした新素材「改質リグニン」を用いた高機能材料の開発や大規模製造技術の実証等を支援

＜改質リグニンを用いた試作品＞



自動車ステアリング
写真：豊田合成株式会社



電子基板
写真：産業技術総合研究所

中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援②

優良木造建築物等整備推進事業

令和7年度予算案：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



【出典】熊谷組HP

地上9階建て混構造事務所

下水汚泥資源の有効利用の推進

下水汚泥資源の肥料利用の取組を推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発等を実施する。また、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用を推進する。

下水汚泥資源の肥料利用

➤ 肥料化施設の整備

滋賀県高島浄化センターでは、国の補助を活用し、県初のコンポスト化施設を整備、本年より稼働。

公募により決定した
肥料の愛称
『おうみつ肥』



➤ 国営公園での汚泥肥料の活用

長野県が本年5月に肥料登録した汚泥肥料の利用・普及に向け、国営アルプスあづみの公園の園内で一部の花畑に試験的に施肥し、生育状況を確認中。

長野県が登録した
汚泥肥料
『アクアピア1号』

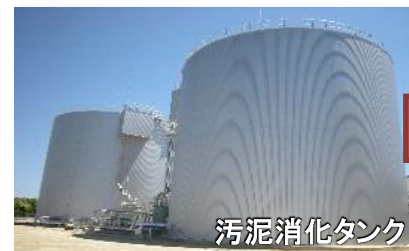
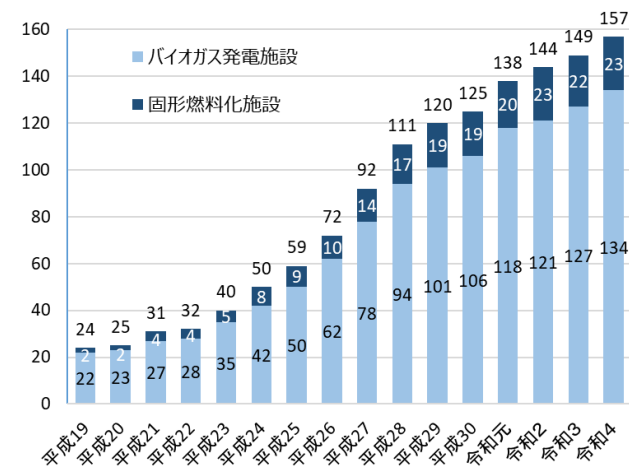


国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区）での施肥箇所



下水汚泥資源のエネルギー利用

➤ エネルギー化施設の導入処理場数（令和4年度末）



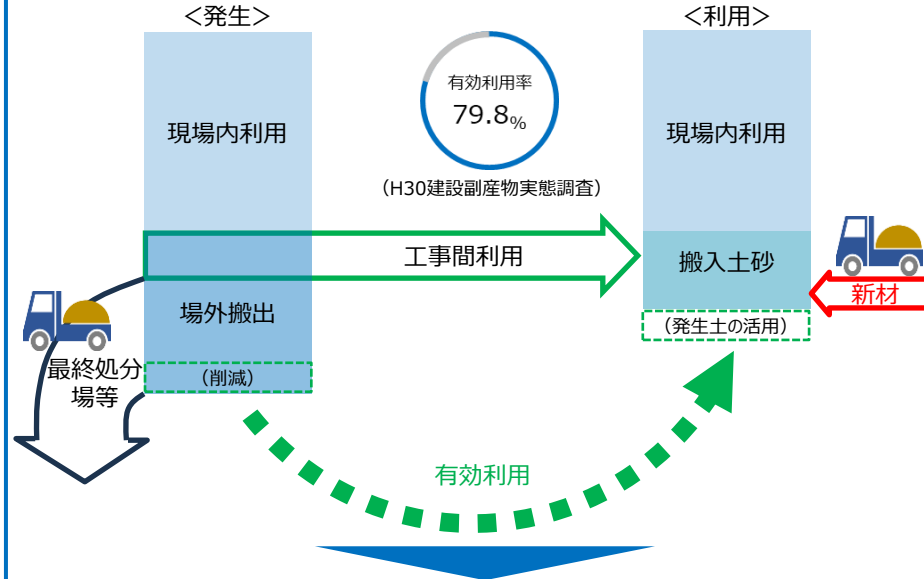
バイオガス



建設リサイクルの高度化

建設発生土の有効利用促進

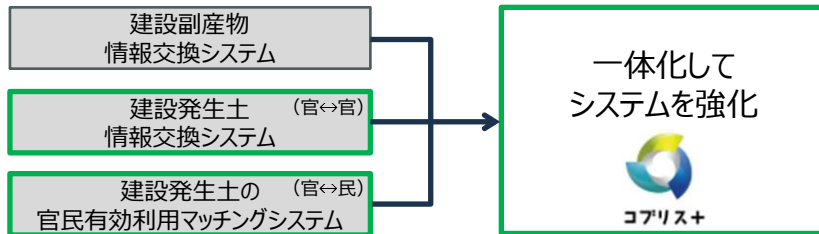
- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、**現場内・工事間利用等の有効利用を推進**。



＜建設発生土等の情報交換システムの一体化＞

(現状)

(新システム)

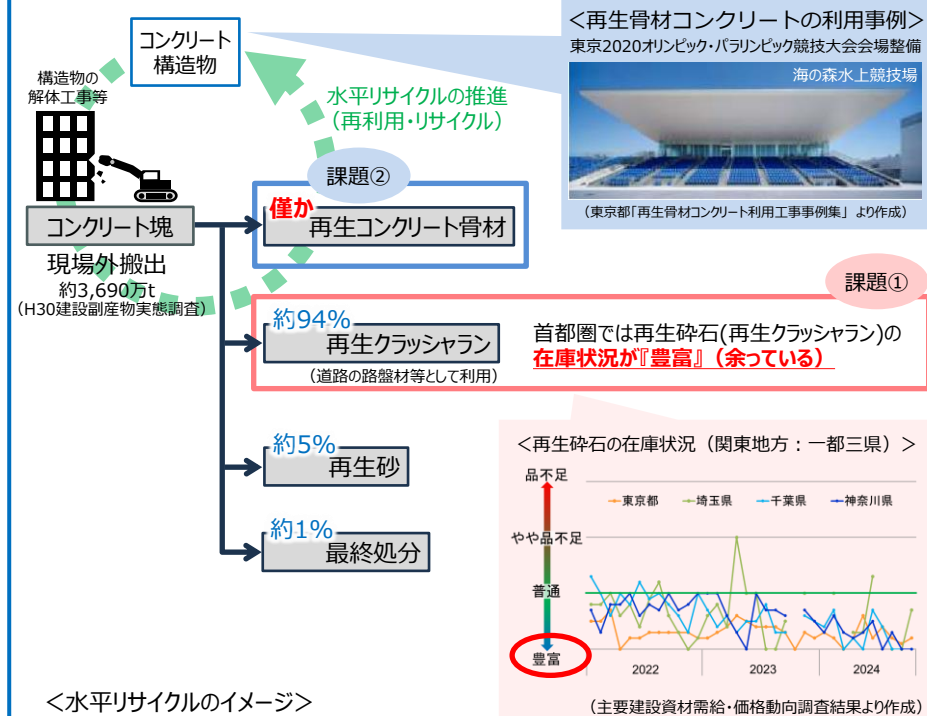


(一般財団法人日本建設情報総合センター資料より作成)

建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化

建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、**需要拡大のための取組を推進**していく。
- また、需要を踏まえて、**水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上**を図っていく。



＜水平リサイクルのイメージ＞



技術的検証等を行ったうえで、再生骨材 (Co,As) の利用拡大の検討を実施

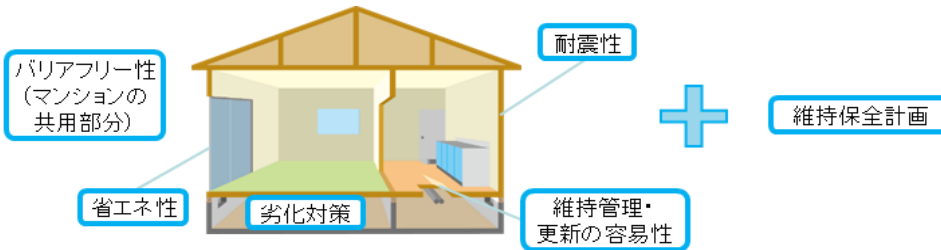
長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進

長く使える住宅ストックの形成

○住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（長期優良住宅）の普及促進。

※2023年度認定件数：新築約12万戸（新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約31%）

2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。（2024.3累計実績約159万戸）



○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進。

空き家等の利活用

○「不動産業による空き家対策推進プログラム」策定（R6.6）。

入口（空き家発生）から出口（流通・活用）まで、**不動産業は一体として所有者をサポート可能**



○改正空家法に基づく取組等による空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



（例）地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

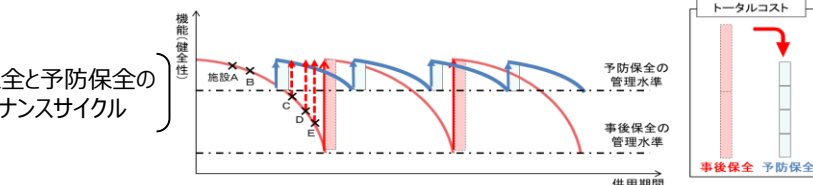
インフラ長寿命化の推進

○高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等の**インフラの老朽化は加速度的に進行**しており、老朽化対策は喫緊の課題。

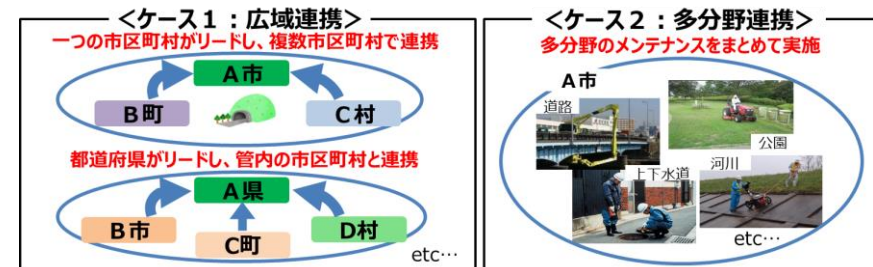
○「**予防保全型**」のインフラメンテナンスへの**本格転換**を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

○計画的・集中的な修繕等の実施、**新技術・官民連携手法の普及促進、集約・再編等によるインフラストックの適正化**等の取組を推進。

○効率的・効果的な維持管理に向け、個別施設のメンテナンスのみならず、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」**を推進。



地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）



付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援①

取組

- (1) **付加価値が高いリユースビジネスモデルの構築支援**：新たな売り方（リメイク・アップサイクル等）、修繕・保証の付加、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など、付加価値が高く利用しやすいリユースビジネスに取り組む事業者、消費者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境づくりを行う自治体・事業者を対象としたモデル事業を実施。
- (2) **先駆取組の周知による自治体支援**：モデル事業の結果も踏まえ、リユースに関する市町村向けの手引きや先駆取組・好事例集（※）を作成しブロック単位で設置予定の資源循環自治体フォーラム（仮称）等の場で広く周知し、自治体によるリユースの取組を支援する。
※例：自治体職員の代わりに、リユース事業者が不要品の回収や販売等を効果的に行う取組が進められている。
- (3) **環境大臣主催のリユース懇談会（仮称）の設置**：リユース推進に関する機運を高めることを目的として、リユース促進に向けた環境大臣主催の懇談会（仮称）を立ち上げ、広く国民に対してリユースの重要性等を発信することとする。

将来像

以上の取組を踏まえ、リユース業者との協働取組（協定の締結等）を行う自治体数を、2030年までに約300から600に倍増させることを目指すとともに、付加価値の高いビジネスモデルの構築支援を行うなど、更なるリユースの促進に向けて取組・検討を進める。



選別されたリユース品（粗大ごみ）

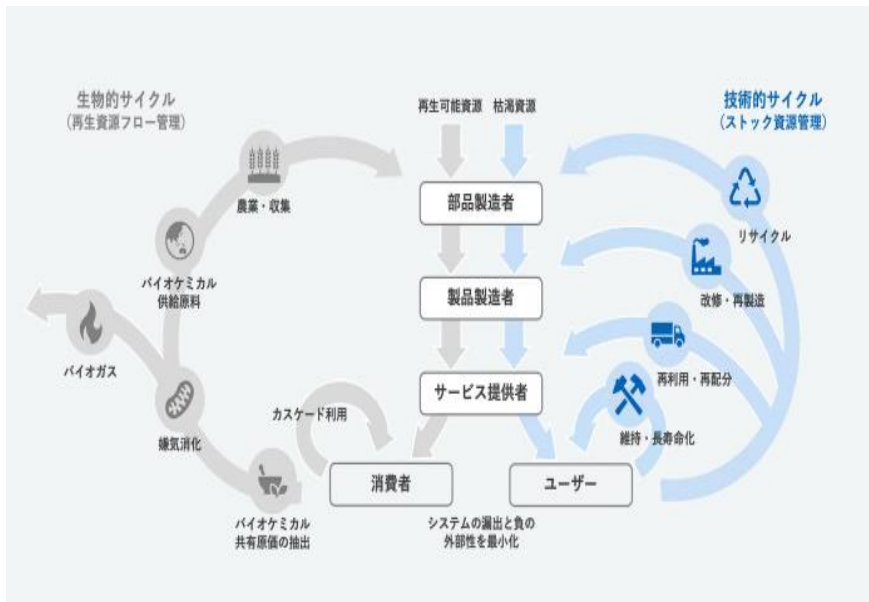


自治体が設置したリユーススポット

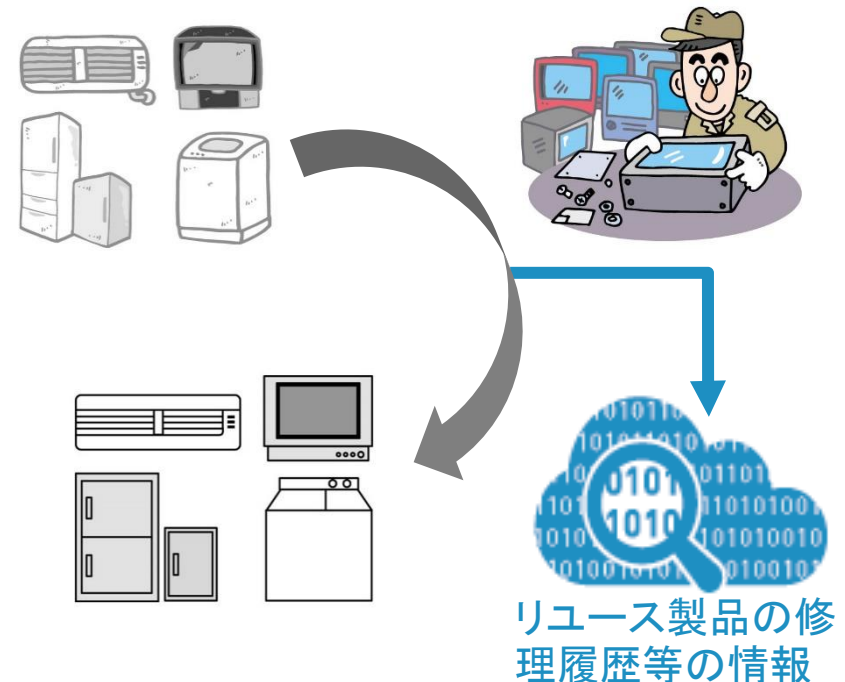
付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援②

- 製品の長期的・効率的利用につながるリユース、リペア、リース、シェアリングエコノミーといった新たなビジネスモデル（CEコマー্স）は、資源の有効利用に大きく貢献し、ライフスタイルの転換を促進する。
- CEコマー্সの制度的位置づけ、環境配慮設計の促進、環境負荷削減効果等の情報開示やリユース・シェアリング等の製品のトレーサビリティの向上、関連サービスのプラットフォームの活用など新たなビジネスモデルの構築を図る。

CEでの資源の流れ



リユース製品のトレーサビリティの向上のイメージ



大阪万博での「日本版CE」の発信

- 次の時代の社会デザインである「サーキュラーエコノミー」を実現する世界初のイベントを目指す。そして、万博における取組が、レガシーとして次時代の社会の取組に受け継がれるようにする。
- 来場者に資源循環、海洋プラスチック問題を身近に感じてもらうとともに、来場者が楽しみながら最新の科学的知見・技術に触れ、資源循環の重要性や地球の将来を考える機会を提供する。さらに、一般消費者向けの意識醸成を加速させる取組も進める。



研究



様々な展示を通して、
サーキュラーエコノミーの今を知るエリア

学習内容
サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、
生物多様性

実験



体を使った体験を通して、
効率の良い循環とは何か体感するエリア

学習内容
サーキュラーエコノミー、生物多様性

開発



様々な素材を使用し、
廃品から新しいものを作ってみるエリア

学習内容
カーボンニュートラル、リサイクル、リユース

来場者が体験をととして資源循環、海洋プラスチック問題等に触れる催事イメージ

国内外一体の 高度な資源循環ネットワークの構築

再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築

再生材利用の拡大

課題

- ・ 現行制度では、メーカーの再生材利用は一部を除き努力義務
- ・ かつ、再生材利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難

措置事項

- ・ 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務付ける
- ・ 取組が著しく不十分であるときは、勧告・命令の対象とし、命令に違反した場合には罰則の対象とする

環境配慮設計の促進

課題

- ・ 現行制度では、リサイクルしやすい製品設計をすべき製品を指定、最低限守るべき基準は存在
- ・ 他方、製品設計の特に優れた製品が評価され、定款的に全体のレベルを底上げする仕掛けなし

措置事項

- ・ ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した特に優れた製品設計（易解体設計、長寿命化）の認定制度を創設する
- ・ 認定製品はその旨の表示を行うことができるほか、当該製品のリサイクルを行うための設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例措置を講ずる

再資源化の促進

課題

- ・ 現行制度では、小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務付けているが、回収スキームが十分に構築されておらず、回収率が低い
- ・ かつ、回収・再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みが存在しない

措置事項

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与する
- ・ これにより回収の実施状況をモニタリングし、必要があれば担保措置（勧告・命令など）で回収率の改善を促すことが可能になる

CEコマースの促進

課題

- ・ 現行制度では、CEコマースへの消費者の安全・安心面の懸念を払拭し、CEコマースビジネスを健全に育成する適切な規律が存在しない

措置事項

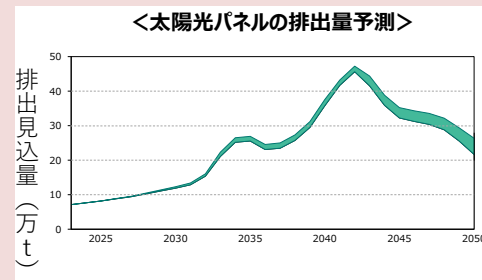
- ・ CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、資源の有効活用や消費者の安全といった観点から満たすべきCEコマースビジネスの基準を設定する

太陽光パネルのリサイクル義務化等に向けた制度的枠組み構築

環境省・経済産業省 合同審議会のとりまとめ（案）概要

● 現状

- 2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となる。現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがある。
- FIT/FIP制度では事業者が事業規律の確保等を求めているが、今後増加が見込まれる非FIT/FIP設備への対応や、事業終了後に発生する放置等の不適正管理への懸念についても留意する必要がある。



課 題

- 重量の約6割を占めるガラスの資源循環が進むよう、質の高いリサイクルが必要。また、費用効率的な再資源化には、処理能力の確保と広域的な回収が必要。
- リサイクルより安価な埋立処分が選択され、十分な再資源化が行われていない。
- 再資源化の確実な実施を担保するためには、費用を確保する仕組みが必要。
- 事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄の発生が地域で懸念されている。

対応の方向性（案）※

- 一定の技術を有する太陽光パネルの再資源化事業の認定制度を創設し、質の高かつ費用効率的な資源循環を実現。
- 認定事業者への太陽光パネルの引渡し等の実施等を義務付け、確実な再資源化を実施。
- 再資源化費用の納付を製造業者等に義務付けること等により、再資源化に要する費用を確保。
- 上記費用の確保を行うとともに、太陽光発電設備に関する情報や廃棄・リサイクルに関する情報を自治体を含めた関係者間で共有する仕組みを構築し、放置や不法投棄を防止。

※審議会での検討・パブリックコメントの結果等に応じて、変更の可能性あり。

再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化 資源循環分野における外国人材確保

環境省

再資源化事業等高度化法

再資源化事業等の高度化に係る事業について、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**国が一括して認定を行い、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の特例制度を創設**

※認定の類型（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

＜②分離・回収技術の高度化＞

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン



例：使用済み紙おむつリサイクル

＜③再資源化工程の高度化＞

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

再資源化事業等高度化法認定事業への税制優遇

認定を受けた新規事業で取得する高度な再資源化設備について、その取得金額について**特別償却を認める特例措置を創設**するなど、**税制面で支援**。

人材確保

高度な技能を有する人材確保のため、外国人材活用の制度の見直しの動向も踏まえつつ、資源循環分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とすることに向けて検討を進める

自動車向け再生プラスチック市場構築のための製造業と廃棄物リサイクル業の連携等

自動車設計の循環性要件及び使用済自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

- 2023年7月、欧州委員会は、現行のELV指令等を改正し、新たな**ELV規則案**を公表。
- ELV規則案の施行6年後から（欧州委員会の事前検討では2031年を想定）新車製造に**プラスチック再生材25%以上の利用義務化**

プラスチック再生材25%以上
その内、25%は使用済自動車由来



我が国の取組み

- ◆ 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム立上げ（今年11月20日）
 - 年度内に自動車製造業とリサイクル業の連携に基づく「アクションプラン」を取りまとめ
- ◆ 使用済自動車からのプラ回収量拡大（水平リサイクル）に向けた取組
 - 高度な自動車部品解体プロセス等の技術実証等
 - 使用済自動車からのプラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕施設導入支援
- ◆ 自動車向け再生材供給拡大に向けた取組
 - 再生材原料となる廃プラの発生源・量・流通を把握するためのマテリアルフロー分析
 - 国内静脈産業における再生プラスチックの供給ポテンシャルの評価
 - 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援



（参考）欧州ELV規則案による日本へのインパクト

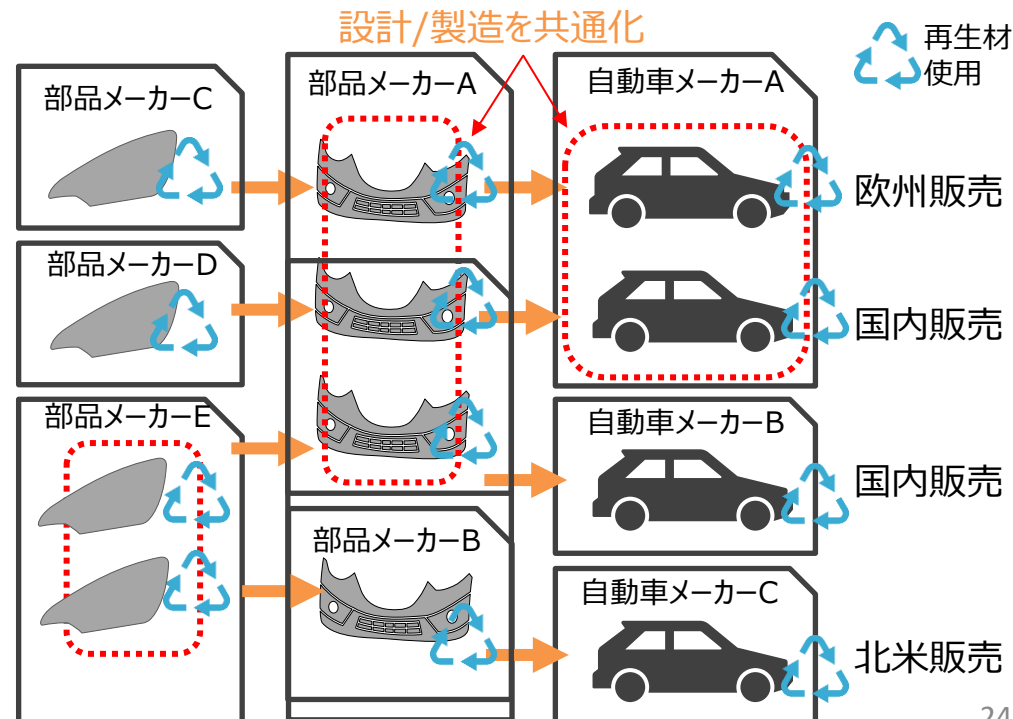
- 欧州が先行する規制の動き：自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれたELV（廃自動車）規則案が提案され、日本の自動車産業への影響が懸念

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

- 2023年7月、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、新たな**ELV規則案**を公表。
- 施行6年後から（欧州委員会の事前検討では2031年を想定）新車製造に**プラスチック再生材25%**（うち1/4はELV由来）の適用義務化。
- さらに、鉄鋼、次にアルミニウム、レアアース等へリサイクル義務対象が拡大される予定。

【日本へのインパクト】

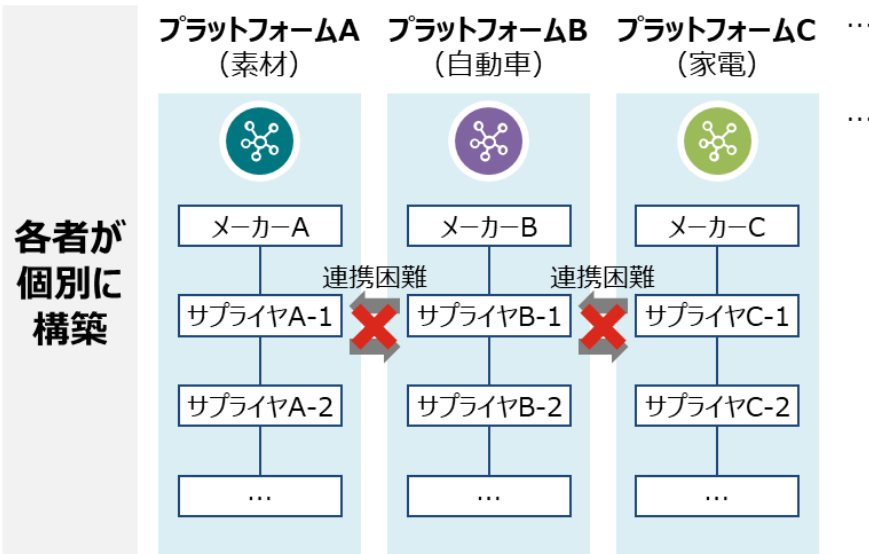
- 設計/製造共通化や一括購買等により、再生材使用は**欧州向け以外の自動車も含めてサプライチェーン全体での対応が不可避**



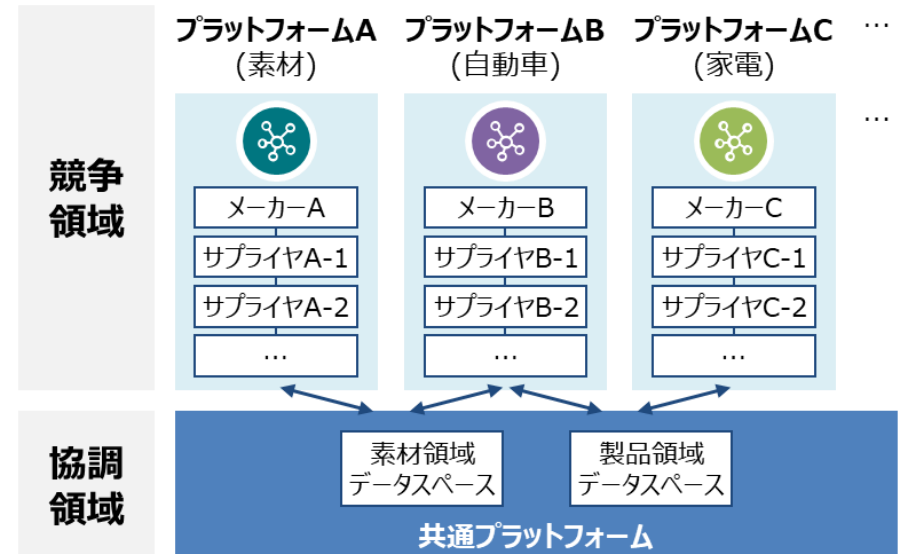
事業者間で素材情報等を共有す情報流通プラットフォームの構築支援

- 国内における資源循環ビジネスの拡大及び国際的な規制導入を始めとする各種規制対応のために、各産業とも協調しながら製品・素材の情報や循環実態を可視化するCE情報流通PFの立ち上げを目指す。
- 海外プラットフォームとの相互接続等を見据え、ウラノス・エコシステムにCE情報流通PFを構築する。
- ユースケースとして、次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム（CMP）や、特定の製品・素材群を対象としたプラットフォームの構築を検討する。

現状：製品・素材別の個別プラットフォーム



目指す姿：製品・素材横断の共通プラットフォーム



高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援

資源循環技術・設備に対する実証・導入補助

省CO2型資源循環高度化設備等に係る実証や設備導入支援

(エネ特) : R6補正予算+R7予算案 100億円

- プラスチック、金属、再エネ関連製品、ベース素材等の実証や省CO2型資源循環高度化設備の導入
- 化石由来資源からバイオプラスチック等へ転換する実証や設備導入

CO2排出削減が困難な産業の排出削減に貢献する資源循環設備に係る実証や導入支援

(GX) : R7予算案 150億円

- CO2排出削減が困難な産業に再生素材等を供給し、CO2排出削減に貢献する取組に対する支援
- GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池等）の原材料を供給する取組に対する支援



プラ選別・減容成形設備



リチウムイオン電池の
リサイクル設備

環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援

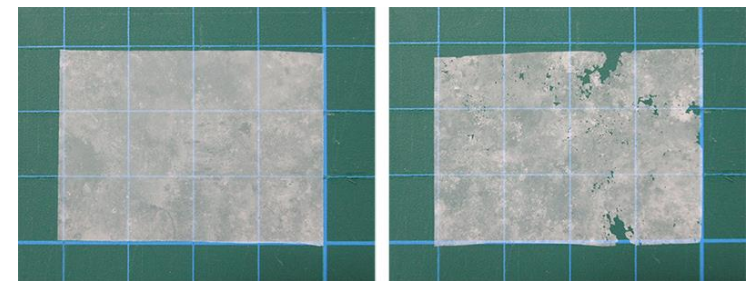
- 「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、**長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」等のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資を支援**する。
- **長期間かけて生分解する海洋生分解性プラスチック**の導入・普及に向けて、**新素材の開発や技術・安全性の評価手法等**の確立を行う。

易解体設計、長寿命化等の環境配慮設計の支援



海洋プラスチックの浸水試験サンプルの分解過程試験

<出典> 国立研究開発法人産業技術総合研究所



2週間後

4週間後

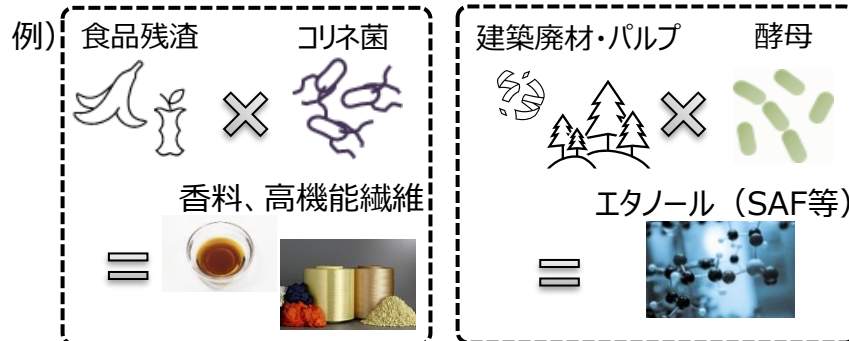


バイオものづくりの社会実装に向けた支援

- **バイオものづくりとは、微生物や植物等の生物の代謝機能により有用物質を産生させる技術、あるいは動物の細胞等を用いて、細胞自体を増殖・高密度化させて有用物質の基礎を形成する技術。**その際、細胞等に存在する遺伝子やゲノムを編集あるいは組み換えることで、有価物を作らせたり、生産性を向上させることも可能となる。
- **廃棄衣料や廃木材等の未利用資源を原料とするバイオものづくりの社会実証を目指す「バイオものづくり革命推進基金（3,000億円）」、CO2を原料とするバイオものづくりの技術開発・実証を行う「GI基金（バイオPJ：1,767億円）」**を実施中。
- 物質生産を高度化する微生物（スマートセル）を開発・設計する国内のプラットフォーム（PF）事業者及びバイオ由来製品を量産する事業者を戦略的に推進。バイオものづくりのバリューチェーンを俯瞰した技術開発及び実証を進めることで、バイオ原料や製品の早期の社会実装を目指す。

バイオものづくり革命推進事業（3,000億円、基金）

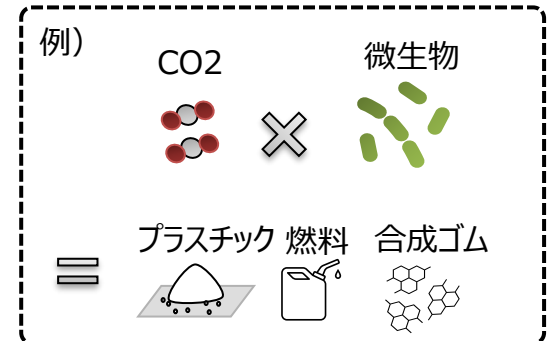
バイオものづくりで**廃棄衣料や廃材、食品残渣等を循環**。
社会課題解決と競争力強化に向けた技術開発を両輪で推進。



2023年決定
二次採択済

GI基金（1,767億円）

水素酸化細菌などによる、**CO2を原料とするバイオものづくりの技術開発・実証**。



2022年決定
採択済

持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進①

事業名

- 持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業

事業概要

- GXを通じたエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に資するSAFの製造プロジェクトについて、国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制の構築に向け、国内で大規模なSAF製造を行う事業者等に対して、設備投資等を支援する。

事業目標

- アジア圏におけるSAFの市場規模は約22兆円と見込まれており、航空需要が拡大するアジア圏へ国産SAFの供給するとともに、SAFの製造設備・ノウハウ等を波及させていくことで、巨大なSAF市場の獲得を目指す。
- SAFの製造・供給に向けた取組により、他業種との連携を通じた新たなサプライチェーンが構築される等、国内産業への波及効果を生み出す。

対象

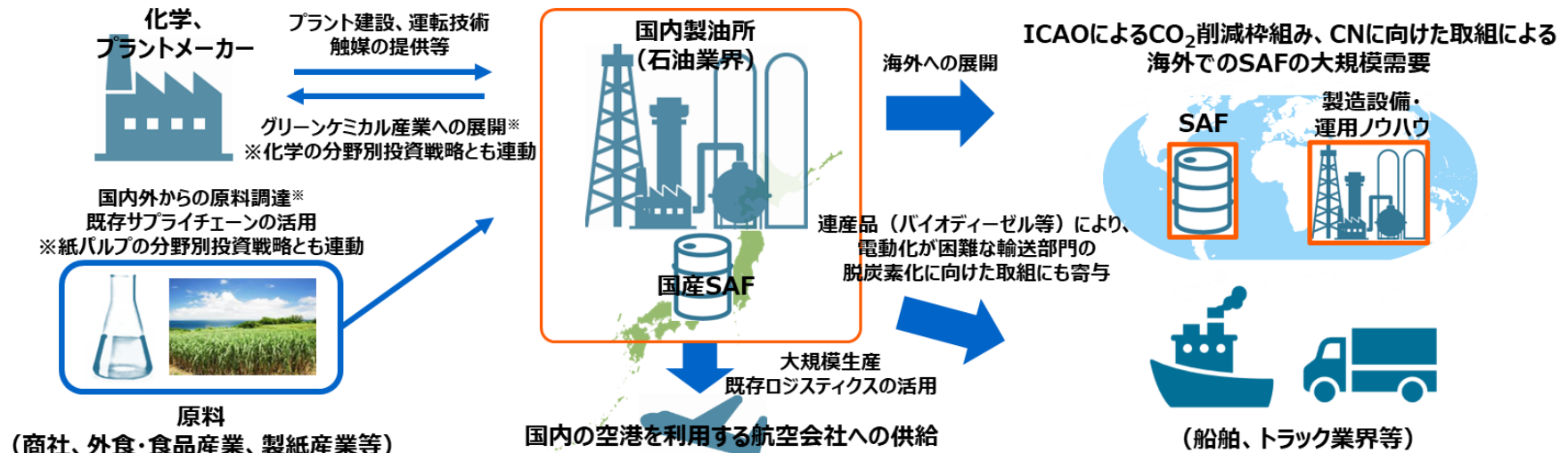
- 国内で大規模なSAF製造を行う事業者

事業期間

- 2024年度～2028年度（5年間）

予算規模・補助率

- 予算規模：3,368億円（総額）
- 補助率：1/3（HEFA）, 1/2（ATJ）



持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進②

■ 持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会

開催状況

第1回2022年 4月
第2回2022年11月
第3回2023年 5月
第4回2024年 1月
第5回2024年 6月



第4回持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会より

SAF官民協議会

供給事業者



航空会社



空港会社等



経済産業省
資源エネルギー庁

事務局

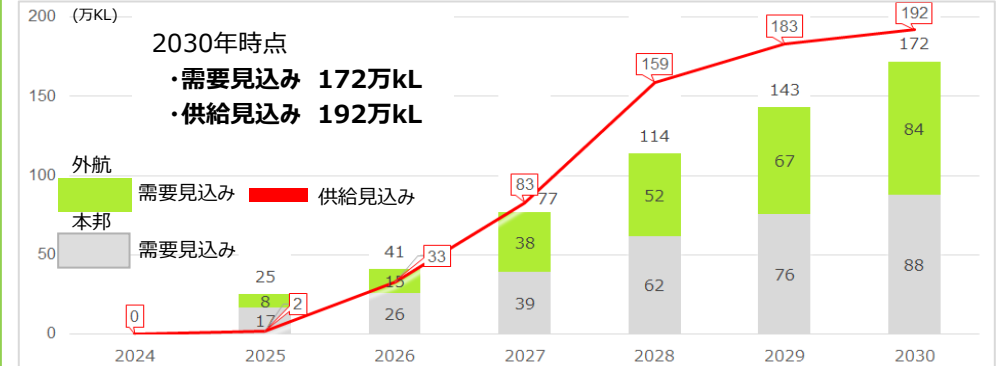
国土交通省
航空局

NEDO NEDO
(オブザーバー)

MAFF 農林水産省

環境省

■ 国内におけるSAF需給見込み



■ 規制

供給事業者

- ✓ エネルギー供給構造高度化法にて、SAFの供給目標量を設定
- 2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上(R6.9 脱炭素燃料政策小委員会で承認済)

エアライン

- ✓ 航空脱炭素化推進基本方針にて、SAFの利用目標量を設定
- 2030年燃料使用量10%置換え(R6.1 基本方針に適合するANA・JALの計画認定)

■ 支援

GX移行債を活用した

- ✓ 大規模なSAF製造設備の構築に係る設備投資支援(約3,400億円)
- ✓ 「戦略分野国内生産促進税制」により、SAFの国内生産・販売量に応じて、1L当たり30円の税制控除

■ CORSIA適格燃料登録・認証支援

①パイロット事業者の支援

出光興産	ENEOS	日揮ホールディングス・コスモ石油
日本グリーン電力開発		Biomaterial in Tokyo・三友
レボインターナショナル	日本製紙・GEI・住商	積水BR

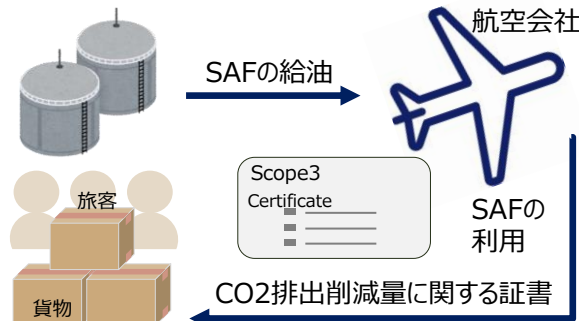
②ガイドライン作成



③ICAOリストへの「規格外ココナッツ」の追加登録



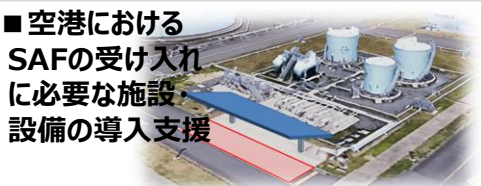
■ SAFによるCO2排出削減の可視化



■ 輸入ニートSAFの国内初ブレンド



■ 空港におけるSAFの受け入れに必要な施設・設備の導入支援



廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出

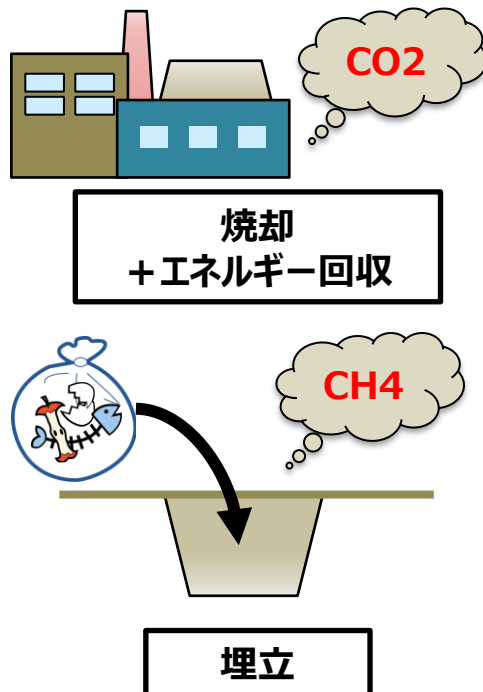
- グリーンイノベーション基金「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクト（～2030年度）では、廃棄物処理に伴う**GHGの大気放出の最小化**や廃棄物中の炭素の安定的・効率的な回収によるGHG排出実質ゼロを目指すとともに、**バイオマス由来炭素を資源として産業に循環・供給するカーボンニュートラル型炭素循環プラント**への転換を目指し、早期実装を進めるべく技術開発を推進する。

研究開発項目

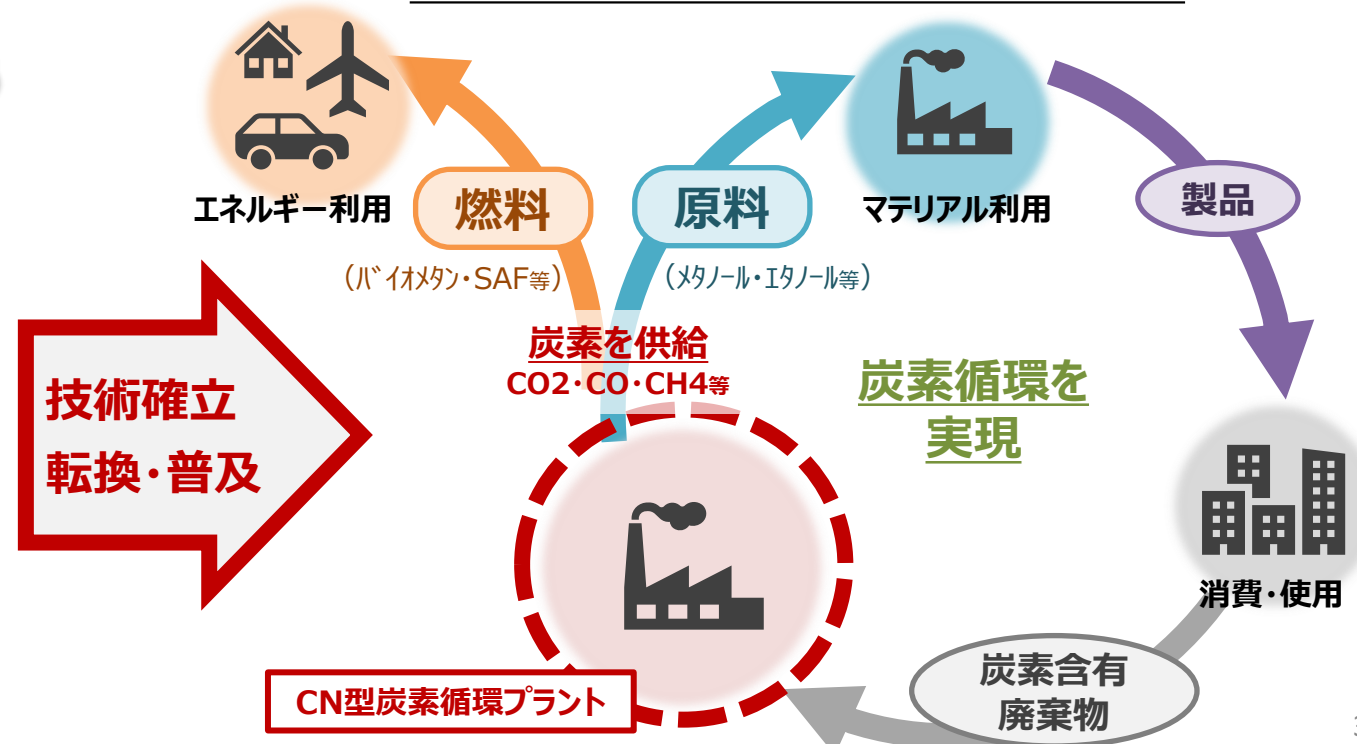
採択テーマ

CO2分離回収を前提とした廃棄物焼却処理技術の開発	● CO2分離・回収を前提としたCN型廃棄物焼却処理全体システムの開発 ● CO2高濃度化廃棄物燃焼技術の開発
高効率熱分解処理施設の大規模実証	● ガス化改質と微生物を用いたエタノール製造による廃棄物ケミカルリサイクル技術の開発
高効率なバイオメタン等転換技術の開発	● バイオメタネーション技術の開発

従来の廃棄物処理システム



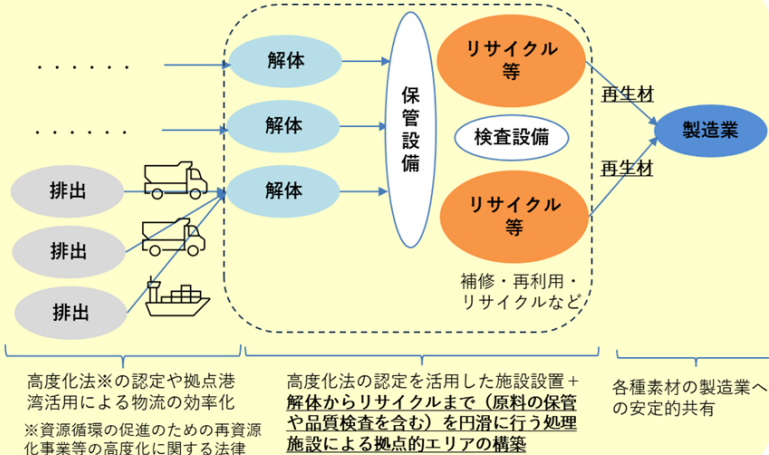
2050年の廃棄物処理システム（イメージ）



資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業(全国12カ所)実施や港湾の選定・整備①

- 我が国における循環経済移行に向けた課題を解決するためには、動静脈間を太い物流ネットワークでつなぎつつ、海外流出に繋がる不適正なルートを通ることが重要。
- そのため、不適正なルートへの制度的措置を講じるとともに、拠点となりうる高度なリサイクル施設等への集中的な投資や制度的措置を講じつつ、資源循環の担い手となる主体をネットワークで繋ぎ、質・量両面から、製造業への再生材供給体制の整備を図る必要がある。
- また、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進する。

<資源循環ネットワーク形成と拠点構築のイメージ>

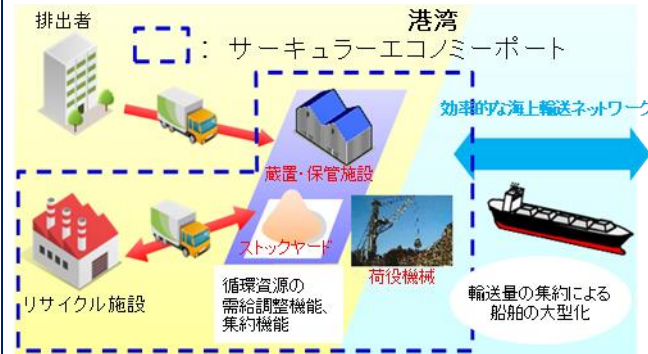


想定される循環資源

- (例)
- ・金属スクラップ（鉄・銅・アルミ・レアメタル）
 - ・電子スクラップ（e-scrap）
 - ・リチウムイオン蓄電池
 - ・使用済自動車（プラスチック）
 - ・再エネ関連製品（風力、太陽光）
 - ・廃食油（S A F等）等

※現状は、旺盛な海外需要により、これら資源の海外輸出も多く、国内のエコシステム形成による国内市場構築が急務。

<港湾を核とする広域的な物流システムの構築のイメージ>



具体的な取組

- 港湾を活用した効率的な資源循環を促進するためのガイドラインの作成

➡ 循環資源の輸送効率化により、量・種類の増加に対応

戦略策定
F S事業



高度化法の
大臣認定



エネ特・GX
実証・設備補助



立地や物流効率化に関する措置
(検討中)

資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業(全国12カ所)実施や港湾の選定・整備②

循環資源ごとの戦略策定やFS事業の具体的な内容は下記の通りを想定。

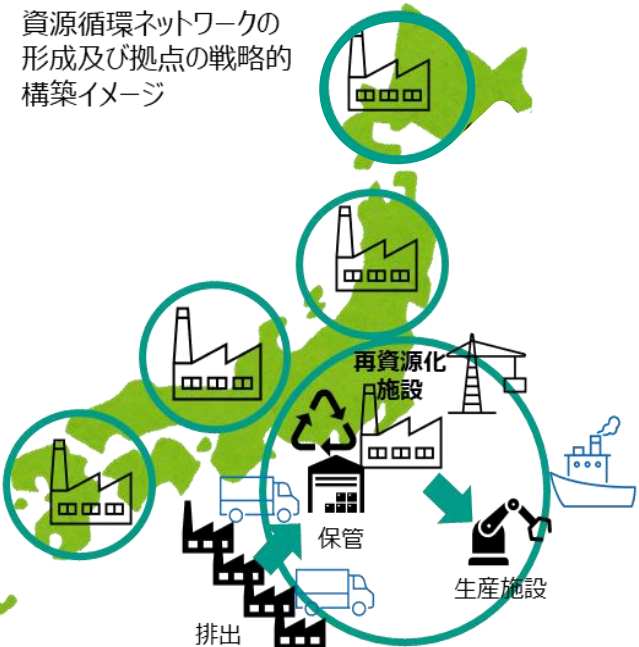
1. 資源循環ネットワークの形成及び拠点の構築に関する戦略策定業務

次の調査を通じた戦略策定を行う。

- 循環資源等の**移動量の実態調査**（輸入も含む）
- 既存の事例に基づく、必要な設備の拠点的配置の有効性の調査・評価
- 海上物流も含めた物流ルート効率化による資源循環指標の改善やCO2排出削減効果に関する調査・検討（国土交通省と連携）
- リサイクル設備の拠点的配置及び保管倉庫や検査設備等を事業者間で共有することによる現行制度上の課題抽出

2. FS事業（全国12カ所）

1.の調査を踏まえつつ、検討の熟度が早い個別事例について、立地自治体・事業者へのヒアリング等を行い、**循環資源の供給ポテンシャル・輸送コスト等業界動向や市場状況、地域への経済波及効果**を見極め、製造業への効率的な再生材供給のためのネットワーク形成及びリサイクル拠点のモデルケースを構築するための**FS事業**を行う。



全国12箇所でFS事業を想定

不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等①

- 平成29年の廃棄物処理法の改正により、新たに「**有害使用済機器保管等届出制度**」を創設し、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者に対し、都道府県知事への届出を義務付け。「有害使用済機器保管等届出制度」の規制対象は、リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）。

廃棄物処理法による対応

廃棄物処理法の**違反行為などの確認**のため、都道府県が同法に基づく**報告徴収**（法第18条）、**立入検査**（法第19条）、関係機関への照会等の実施。

その結果、搬入されているものが廃棄物に該当する場合は廃棄物処理法に基づく許可を取得せずに業を行う**無許可営業**、有害使用済機器に該当する場合には**届出義務違反**、保管物が廃棄物又は有害使用済機器に該当する場合は**保管基準違反**等の違法行為に該当し得る。



H29年廃棄物処理法改正



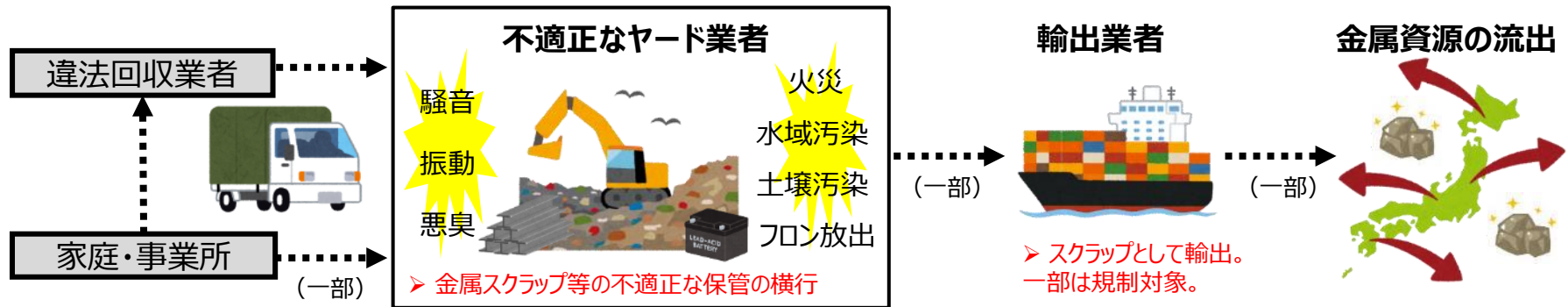
廃棄物処理法の規制の範囲

不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等②

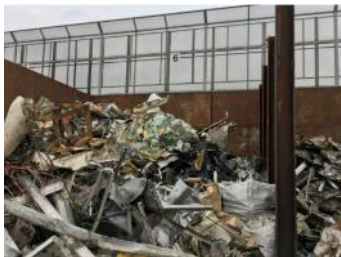
関東を中心に規制対象外の金属スクラップ等を不適正に保管するヤードが増加し、処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等の報告や、不適正なヤード業者を経由して鉄、銅、アルミ等の金属スクラップや鉛蓄電池等の金属資源が海外に流出しているとの指摘がある。

- ✓ 金属スクラップ等が海外に流出している実態を正確に把握するため、銅くずとアルミくずの貿易品目分類を細分化すると共に、金属スクラップについて更に必要な見直しを検討する。
- ✓ 金属スクラップや有害物質・フロン等の適正管理、不適正輸出防止等に取り組みつつ、必要に応じて、環境対策強化等の観点から制度的措置を講じるため検討会を立ち上げ（年度内目途に中間取りまとめを予定）

参考 1：金属スクラップ等の不適正な流通経路例



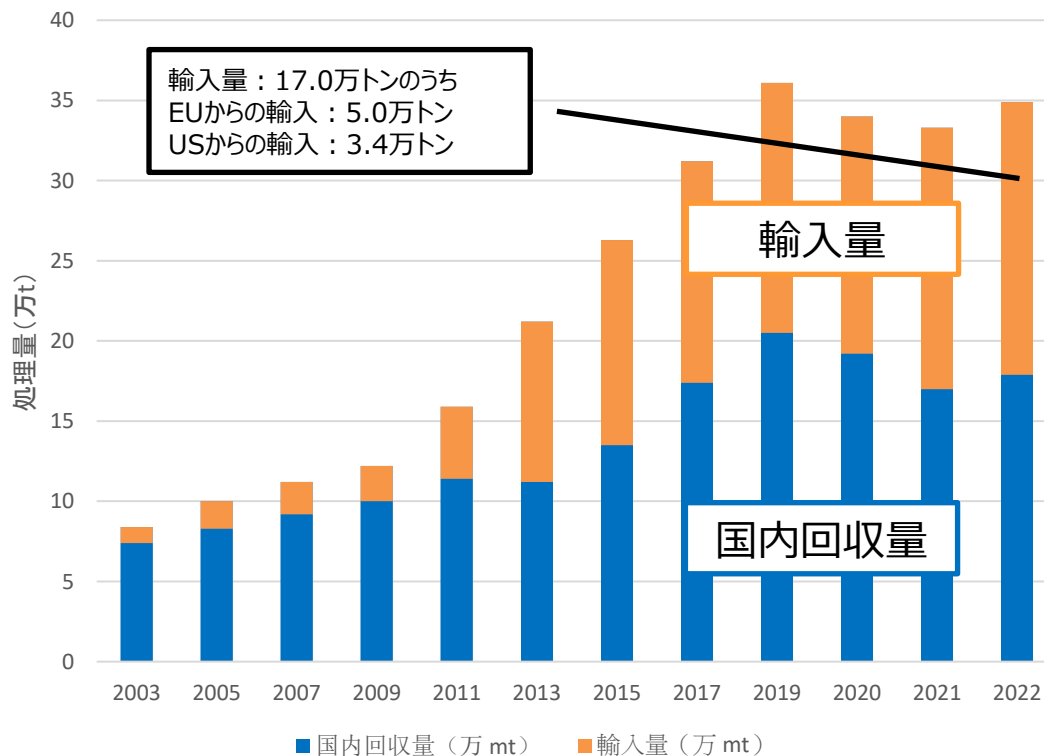
参考 2：ヤードにおける金属スクラップ等の保管状況



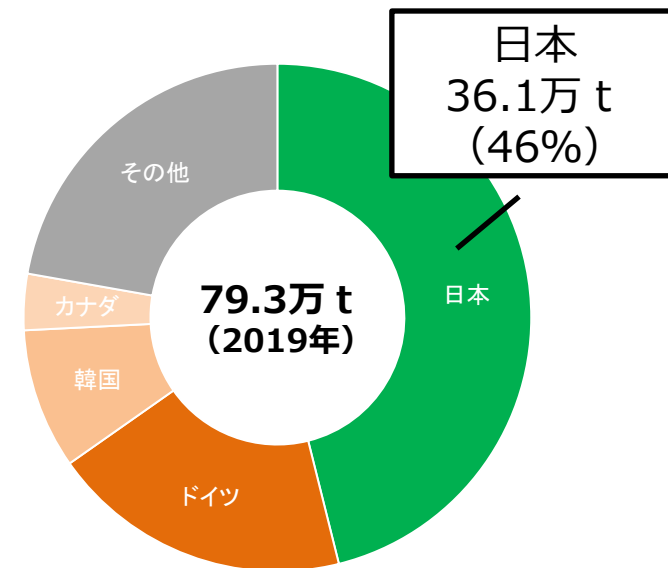
ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築①

- 日本はOECD加盟国で電子スクラップのリサイクル量がトップ（2019年は年36.1万トンのリサイクル。OECDのシェア5割弱）。金・銀・銅に加え、パラジウム等の重要鉱物がリサイクル可能。
- 日本の電子スクラップリサイクルの原料調達の輸入割合は48.7%（2022年）、うち約半分が欧米由来。一方、バーゼル条約附属書の改正により原則として輸出入が事前許可制に移行。欧州の資源囲い込み等の流れ。
- 電子スクラップのリサイクル量を2030年に50万トンに引き上げる目標を掲げ、国内の電子スクラップの回収強化に加え、輸入手続の迅速化・円滑化や今後発生量が増加するASEAN諸国における5ヶ年の協力計画を策定し、国際リサイクルを強化していく。

我が国における電子スクラップのリサイクル量



OECD加盟国における電子スクラップリサイクル量のシェア



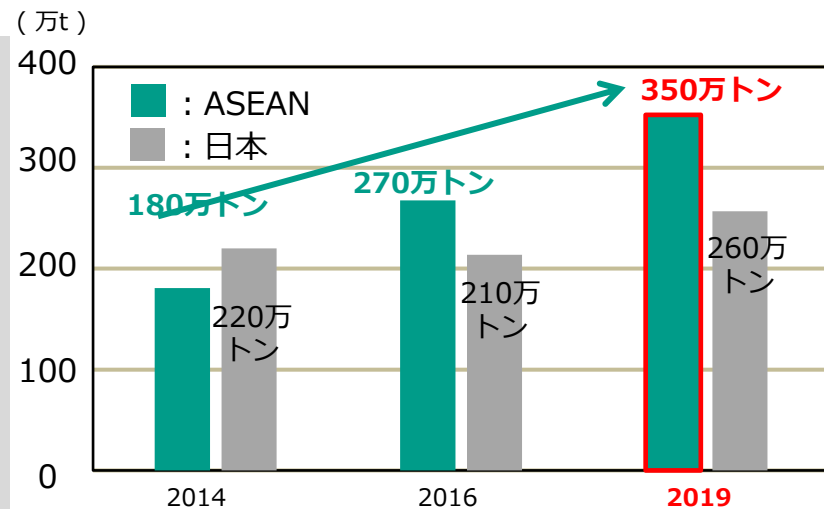
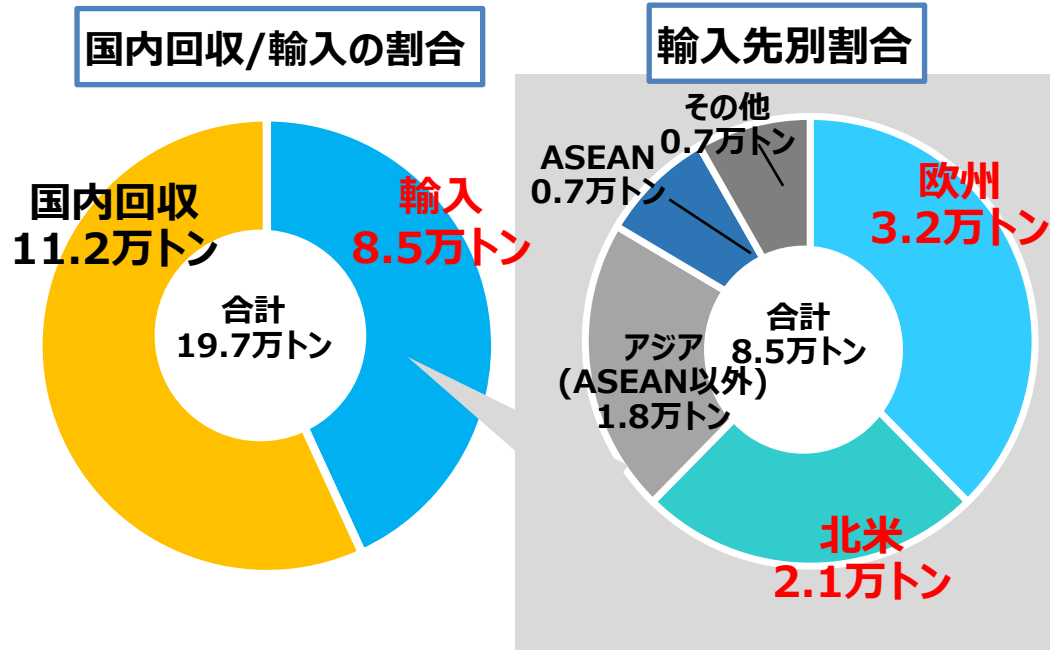
ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築②

- 日本は、電子スクラップ（金属リサイクルに適した廃基板等）を輸入し、高度かつ環境上適正な製錬施設で回収・リサイクルを行っている（OECD国でのシェアは5割弱でトップ）。処理量のうち4割強が輸入由来（うち6割が欧米）。
- 一方、①EU等による域内での資源の囲い込みが進み、②バーゼル条約の改正に伴うOECD加盟国間ルールの変更（※）等により、今後、**欧州からの輸入量の減少が見込まれる**。
- 他方、経済成長・人口急増の著しいASEANでは、2016年時点でE-wasteの発生推計量が日本国内の発生量を超えた。今後も増加が予想されており、ASEANからの輸入強化が重要。

（※）有害廃棄物の輸出入に関する手続きは、OECD加盟国間でのリサイクル目的の電子スクラップ移動に関しては適用が除外されているが、2022年のバーゼル条約改正決定に伴いOECD内でのルールが変更される可能性がある。

国内でリサイクル処理される電子スクラップ*の内訳

*廃基板・廃蓄電池に限定した数値

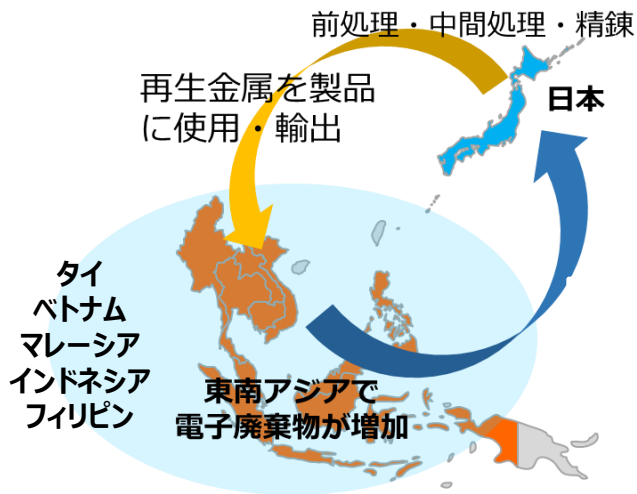


ASEANと日本におけるE-waste発生量

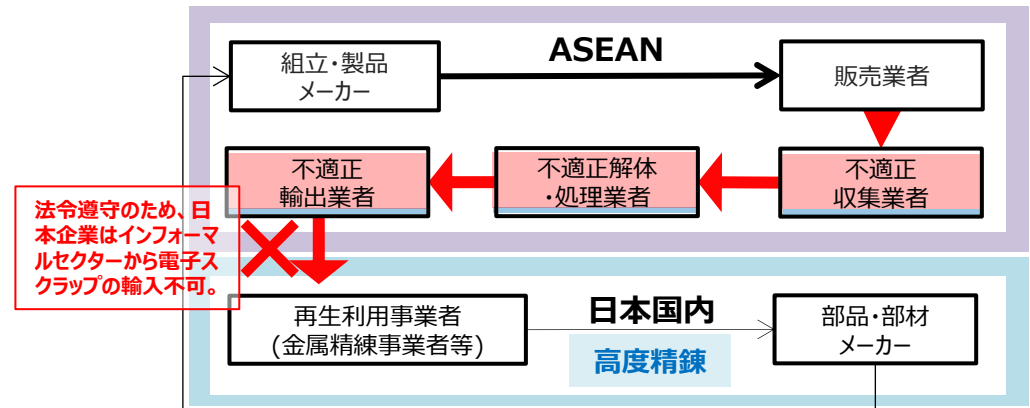
ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築③

- ASEAN各国とパートナーシップを構築（昨年の日ASEANサミットで支持）。廃家電の回収や適正解体等を法令整備、技術支援、民間連携により支援し、ASEAN由来の電子スクラップの輸入を促進。
- 電子スクラップを含む廃棄物の輸出入手続のデジタル化等の迅速化対策を本年度中に決定。手続の迅速化・円滑化を図る。
- 電子スクラップのリサイクル処理能力を増強するため、国内のリサイクル設備投資を支援（R6年度補正予算・R7年度予算案250億円）
- 法令・規制・基準等の整備、インフォーマルセクターの適正化、官民の能力開発、設備・技術強化、ASEANからの輸出促進により、環境上適正な日ASEAN国際金属資源循環を構築する。

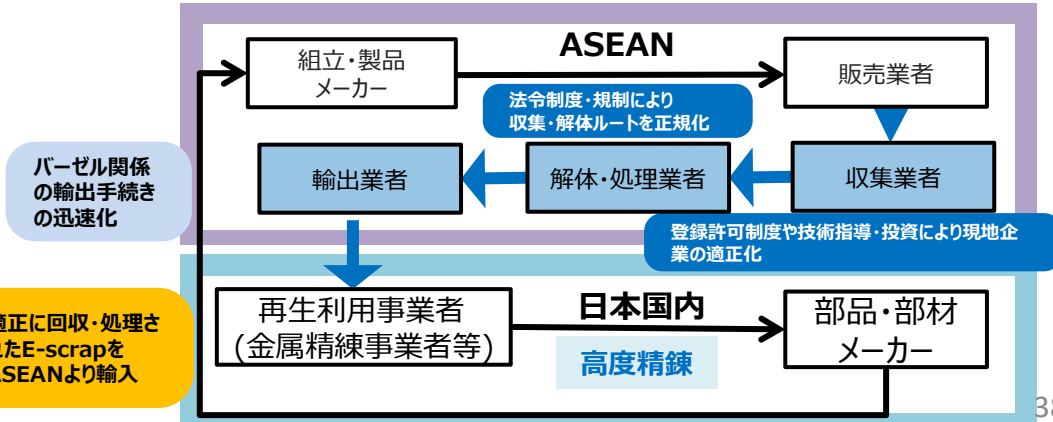
日ASEAN資源循環体制



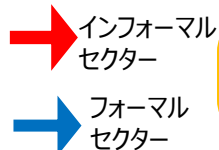
現状の金属資源フロー



目指す国際金属資源循環のイメージ



※ARCPEC : ASEAN-Japan Resource Circulation Partnerships on E-Waste and Critical Minerals

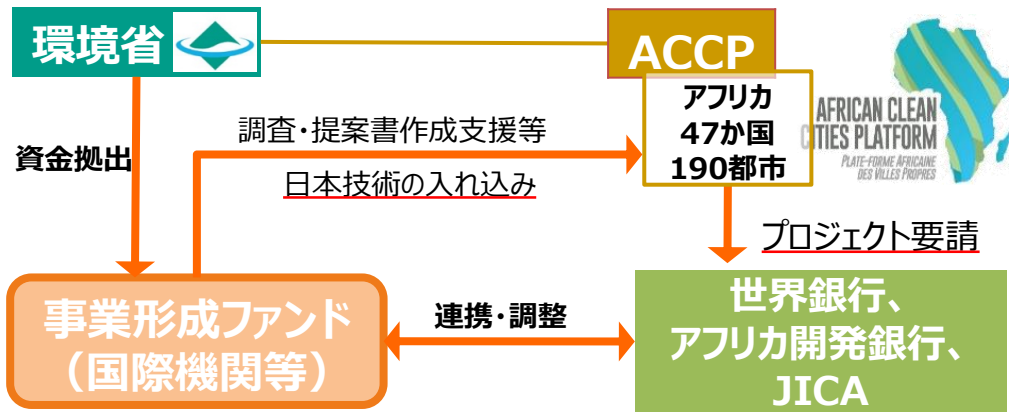


適正に回収・処理されたE-scrapをASEANより輸入

アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた 廃棄物インフラ輸出機会の創出

- アフリカの廃棄物管理インフラ整備を行うための事業形成を支援するファンドを新たに立ち上げる（令和6年度補正10億円）。
- 当該ファンドが、対象国の廃棄物調査や事業・資金スキーム等を検討する準備調査を実施し、当該政府に対しプロジェクト要請書の作成支援を行い、**実施する国際開発金融機関等へのプロジェクトへの橋渡し（呼び水）**を行うことにより、**効果的に大規模な廃棄物管理インフラ整備への資金を呼び込む**。
- 当該プロジェクトに日本の優れた技術・インフラ整備等を盛り込むことにより、**廃棄物インフラ輸出機会を創出**する。
- 2022年のTICAD 8での「アフリカのきれいなまちプラットフォーム（ACCP）」を通じ公衆衛生を改善する」総理表明を踏まえ、**TICAD9（2025）の新イニシアティブ**として発表することを目指す。

廃棄物管理インフラ事業への投資を呼び込むためのファンドスキーム



国際開発金融機関等が実施する 廃棄物管理プロジェクト

- 廃棄物管理のガバナンス体制の構築**
 廃棄物管理法令整備
 組織体制強化・運営等能力開発
- 廃棄物インフラ整備**
 収集運搬システム、分別・リサイクル施設
廃棄物発電等中間処理施設
メタン抑制(福岡方式)処分場等 日本の優位技術

廃棄物インフラ整備

道路インフラの脱炭素化（アスファルト再生技術等）

- アスファルト再生技術等のビジネス展開
 - GHG削減量や資源利用の効率化等の可視化
 - 関連制度・システム等の知見共有、導入支援



アスファルト舗装のリサイクル

資源循環市場の創出拡大に向けた 国内外のルール形成

資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の 国際ルール形成を主導

【背景】

- 脱炭素、ネイチャーポジティブは、TCFD、TNFDの企業の情報開示枠組みがあるが、循環経済については、現時点で国際的に確立した枠組みが存在しない。
- 民間企業団体であるWBCSD（持続可能な開発世界経済人会議）[※]が、2025年末までに循環性指標や情報開示スキームを含む、グローバル循環プロトコル（GCP）の開発を目指している。

（※ WBCSDには、日本企業を含め現在200社以上のグローバル企業が参画。）

【取組・目指す将来像】

- WBCSDと環境省が2024年2月に協力覚書を締結、GCPの開発で連携。日本国内においては、金融機関、製造業企業、有識者等から構成される「企業の循環性情報開示スキームの開発に係る検討会」及び「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」を2024年11月に立ち上げ、重要な論点をとりまとめ、GCPの開発に貢献。

資源循環分野の国際ルール形成を主導し、日本企業の国際競争力の維持・強化を図る。

【当面のスケジュールイメージ】

取組	FY2024	FY2025	FY2026
GCP開発（WBCSD）	GCPver1.0（情報開示スキーム含む）の開発		GCPの改訂（Ver2.0）の開始
国内における情報開示スキームの検討・開発	企業の循環性情報開示スキームに関する検討会		GCPの改訂に向けた論点の深掘り
国際場裡での活動	G7環境大臣会合、G7資源効率性アライアンス、COP、UNEA等におけるGCPの発信、循環性指標ルールの国際的な議論をリード		

(参考) 循環性の情報開示の指標や枠組みの現状と課題

- 現在提案されている企業の循環性の情報開示に関する指標や枠組みとしては、**WBCSDのCircular Transition Indicators (CTI)**、**ISO59020**、**EUのCSRDの基準となるESRS E5**等がある。
- 一方、これらの枠組みは実際に運用するには未成熟であり、**指標の種類、定義、スコープ、計算方法が確定しておらず**、企業が循環性に関する進捗状況を比較可能な形で測定、評価、報告する国際的な**フレームワーク（情報開示スキーム）が整備されていない**。



指標・枠組み	インフロー	中間（使用過程）	アウトフロー	その他	経済・財務
Circular Transition Indicator v.4 (WBCSD)	✓ 再生可能材使用率 ✓ 非バージン材使用率（再生材使用率等）	✓ 実際の製品寿命（産業のベンチマークとの比較）	✓ 期待されるリカバリー率 ✓ 実際のリカバリー率	✓ 水循環率 ✓ 再生可能エネルギーの使用率	✓ 収益指標 ✓ 資源生産性
ISO59020 (2024.5)	✓ 平均の再生材使用率 ✓ 再生可能材使用率 ✓ リユース素材使用率	✓ 平均の製品・素材の寿命（産業のベンチマークとの比較）	✓ 平均の実際のリユース率 ✓ リサイクル率 ✓ 再生可能材の循環率	✓ 水循環率 ✓ 再生可能エネルギーの使用率	✓ 資源効率性 ✓ 資源生産性
ESRS E5 (EUのCSRD基準)	✓ 再生材使用量・使用率 ✓ 再生可能材の使用量	✓ 期待製品耐久性 ✓ 製品の修理可能性	✓ リサイクル率 ✓ 廃棄物量等	✓ 循環経済戦略・方針	✓ 財務へのインパクト（当初は定性的情報）

政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援

- 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入、2024年度から取組を開始。
- エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用。

循環性基準の導入

グリーン購入法基本方針の改定（年1回）（閣議決定）

- ・ 調達推進の基本的方向、**特定調達品目**及び**判断の基準**など（令和5年12月閣議決定、特定調達品目：22分野287品目）



資源循環を意識した基準を導入、強化、拡充や整理

（具体的なイメージ）

【例】ボールペン（主要材料がプラスチック）

判断の基準	再生プラスチック配合率40%以上 （ポストコンシューマ材料は20%以上）
	芯が交換できる
配慮事項	単一素材、簡易包装、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減配慮等

○プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品※についてもグリーン購入法における配慮のあり方について検討予定

※同法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品

環境ラベルの活用



エコマーク

日本で唯一のISO14024（タイプ I 環境ラベル制度）に基づく環境ラベル



グリーン購入法
基本方針への活用

（具体的なイメージ）

○○○

【判断の基準】

- 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①（従来の基準）
 - ②**エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。**

文具類、オフィス家具等、プロジェクタ、インク・トナーカートリッジ、シュレッダー、電球形LEDランプ、消火器、制服・作業服、ベッドフレーム、清掃（役務）、プラスチック製ゴミ袋
【10分野108品目（2023.12時点）】



グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマークをはじめとした第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることにより、地方公共団体や民間部門を含めた需要拡大